明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○宇宙政策委員会令の一部を改正する政令（二六四）　二
○法務省組織令の一部を改正する政令（二六五）　二
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（二六六）　三
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六七）　三
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（二六八）　四
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二六九）　四

〔省　令〕
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**一〇）　六
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三五）　六
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令（**環境**一九）　六

〔告　示〕
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（**厚生労働**三〇九）　七
○ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法（**環境**七三）　七
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第三条及び第六条の規定に基づき環境大臣が定める方法（**同**七四）　七
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法（**同**七五）　七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、再生関係　三七

本号で公布された法令のあらまし

◇宇宙政策委員会令の一部を改正する政令（政令第二六四号）（内閣府本府）

1　宇宙政策委員会は、委員九人以内で組織することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。　三四

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第二六五号）（法務省）

1　大臣官房に置かれる審議官を一人増設することとした。（第一二条関係）

2　大臣官房に置かれる参事官を二人増設することとした。（第一三条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、公布の日から施行することとした。　三六

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第二六六号）（経済産業省）

1　コートジボワールを仕向地とする貨物に関し、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられる可能性のある貨物の輸出については許可を要しないこととした。（別表第三の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。　三七

◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二六七号）（環境省）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二八年八月一日とすることとした。

◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二六八号）（環境省）

1　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の基準は、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油に占めるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントであること等とすることとした。（第二条関係）

2　環境に影響を及ぼすおそれの少ない製品は、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品であって環境大臣が定めるところによりポリ塩化ビフェニルを除去したものとすることとした。（第三条関係）

3　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の基準は、ポリ塩化ビフェニルを含む油に占めるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントであること等とすることとした。（第四条関係）

4　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間について、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び保管の場所が所在する区域ごとに定めることとした。（第六条関係）

5　この政令は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二八年法律第三四号）の施行の日（平成二八年八月一日）から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二六九号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が平成二七年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（第五七条の二第一項関係）

2　この政令は、平成二八年八月一日から施行することとした。